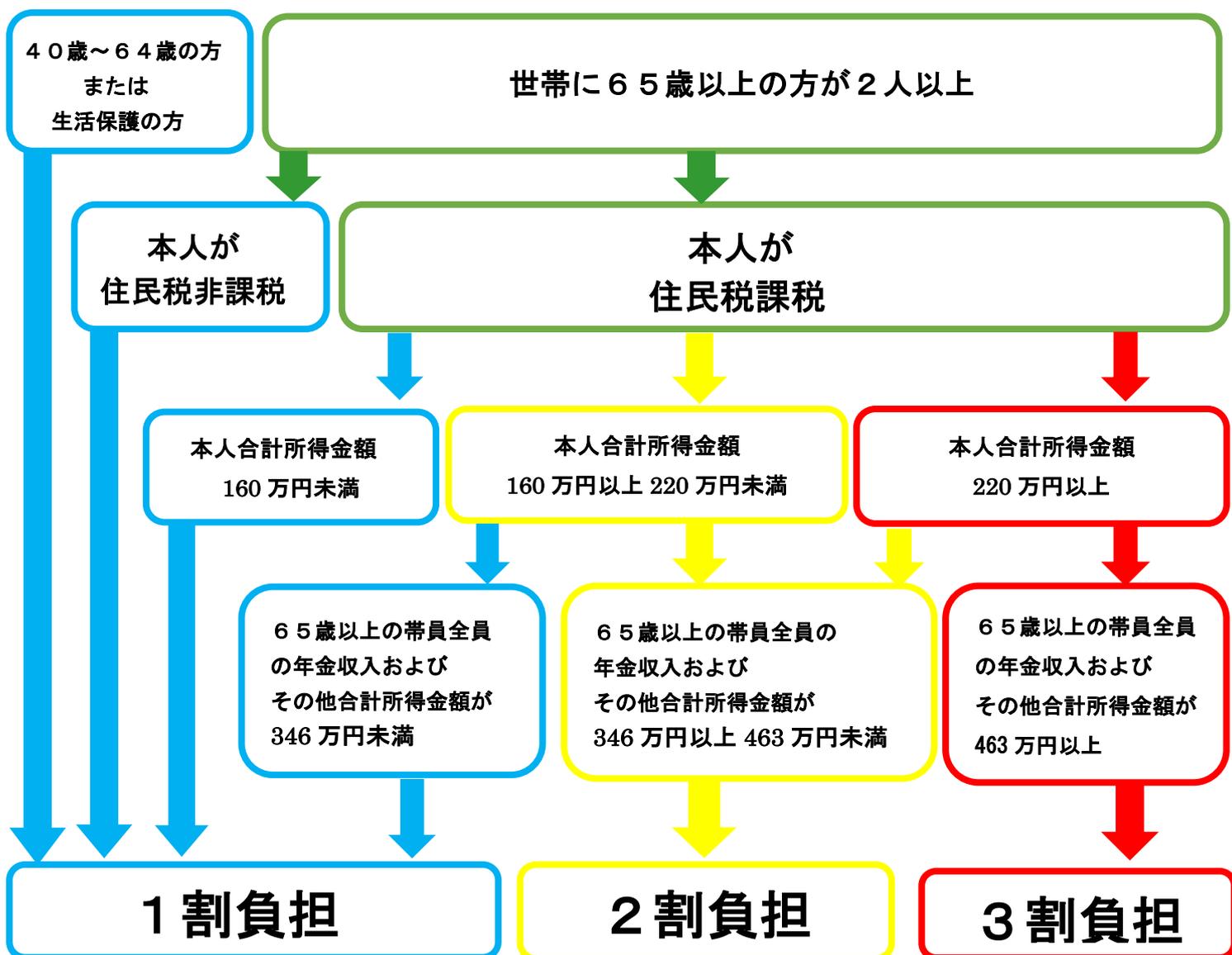




【負担割合の判断チャート】 ※65歳世帯員が2人以上の場合（本人含む）



【適用期間】

- ・ 毎年8月1日～翌年の7月31日まで
- ※新たに要介護、要支援認定及び日常生活支援総合事業の事業対象者になられた方の適用期間は、申請日から翌年の7月31日までとなります。

【注意事項】

- ・ 所得更正により負担割合が変更になった場合は、直近の8月まで遡り変更されます。
- ・ 介護保険料に滞納がある場合は上記の負担割合と異なり3割または4割となる場合があります。
- ・ 今回同封している「介護保険負担割合証」をサービス事業者に必ずご提示してください。（提示がない場合負担割合分について遡り差額の請求を受ける場合があります。）

◇問合せ先 福祉課介護保険係 TEL 84-2111◇